修　繕　仕　様　書

この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

１　件　　名　　原木地下道中継ポンプ交換修繕

２　修繕場所　　市川市原木１丁目６番地先

３　修繕期間　　令和８年１２月２１日　～　令和９年７月３０日

４　修繕時間　　午前９時００分　～　午後４時３０分
工程上やむを得ない場合は、発注者と協議すること。

５　修繕内容　　ポンプおよび水位計の交換を行うもの。

【原木地下道中継ポンプ】

・水中ポンプ　　１台
口径：250φ、吐出量：8 ㎥/min、全揚程：9.0m
周波数：50Hz、モーター出力：22kw、電源：三相 200V
既設：クボタ製（KS-D）

・水中ポンプ　　２台
口径：100φ、吐出量：1.1 ㎥/min、全揚程：9.0m
周波数：50Hz、モーター出力：3.7kw、電源：三相 200V
既設：日立製（型番不明）

・投込圧力式水位計　　１組
・浮子転倒式水位計　　１台
・盤銘版（アクリル）　　１枚
・既存機器撤去（処分共）　　１式

６　添付資料
案内図、現地写真、内訳書

７　提出書類
・着手届　　１部
・業務責任者通知書　　１部
・施工計画書　　２部
・修繕報告書　　１部
・写真帳（施工前・施工中・施工後）　１部
・完了届　　１部

8　その他

（1） 受注者は、施工材料等の品質管理を行わなければならない。

（2） 本修繕により発生した廃棄物については、関係法令を遵守のうえ、受注者により適正に処分すること。

（3） 受注者は、常に安全対策に留意し、「労働安全衛生法」等に定める現場管理を行うとともに、その他関係法令に対して十分留意し、事故の未然防止に努めなければならない。

（4） 受注者は、本修繕に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

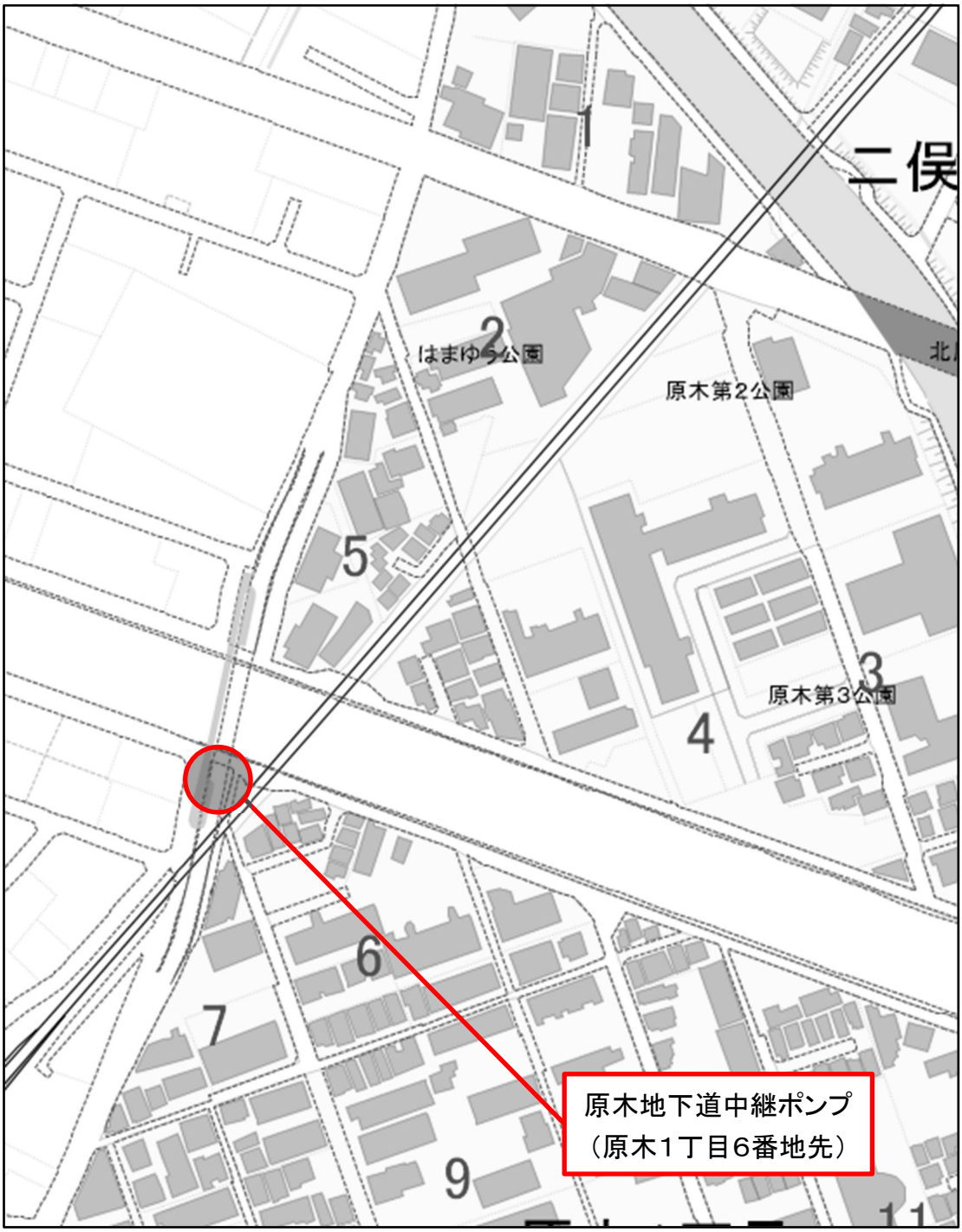
（5） 本修繕に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

（6） 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

別紙1

案内図

（原木地下道中継ポンプ）

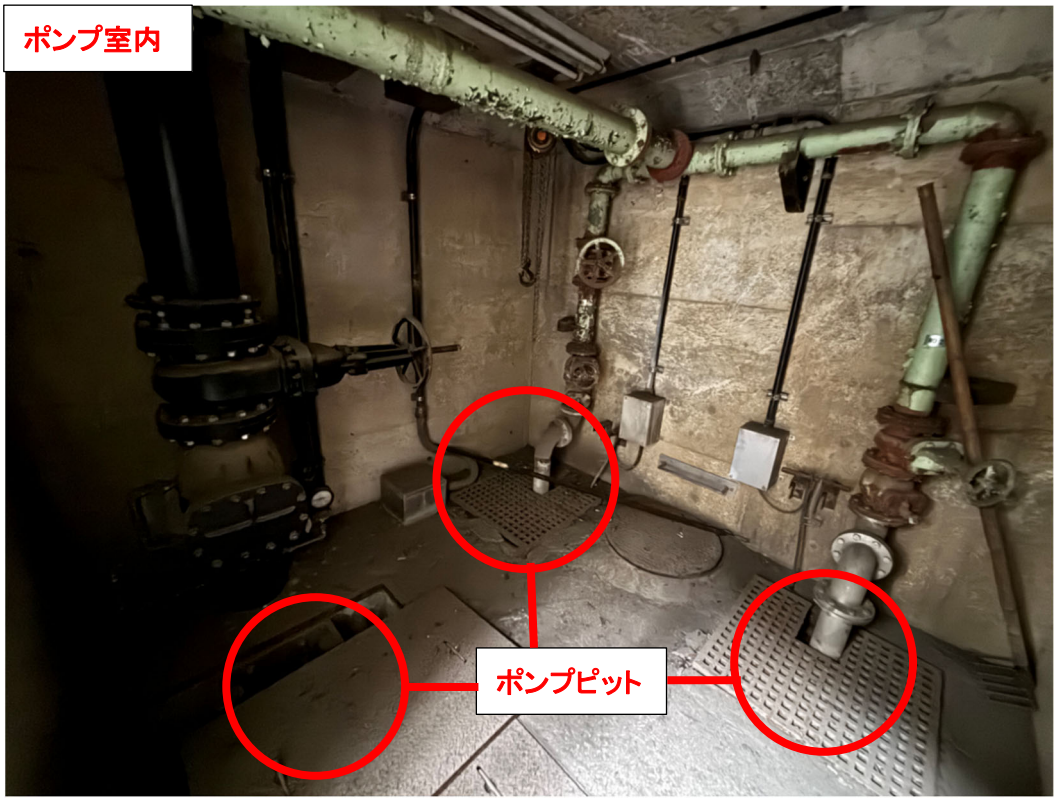


別紙 2

現地写真

（原木地下道中継ポンプ）





【修繕内容】

ポンプ室前：搬出入時、必要に応じて仮設ステージを設けること

ポンプピット内：ポンプ撤去・新設、水位計撤去・新設

修 繕 内 訳 書

名　　称	摘　　要	数　量	単　位	金　　額	備　　考
直接修繕費					
	原木地下道中継ポンプ	1	式		第1号　内訳書　参照
諸経費		1	式		
修繕価格		1	式		
消費税等相当額		1	式		
修繕費		1	式		

第 1 号　内 訳 書　直接修繕費(原木地下道中継ポンプ)

名　　称	摘　　要	数　量	単　位	単　価	金　　額	備　　考
水中ポンプ	Φ250*22kw*9.0m*8㎥/min	1	台			
水中ポンプ	Φ100*3.7kw*9.0m*1.1㎥/min	2	台			
投込圧力式水位計	検出器、変換器共 ケーブル40m	1	組			参考型番 ML-122、MC-123
浮子転倒式水位計	ケーブル40m	1	台			参考型番 LC12
道路占用許可申請費		1	式			
搬入費	仮設ステージ、重機含む	1	式			
搬出費	重機含む	1	式			
施工費		1	式			
試験調整費		1	式			
撤去費		1	式			
発生材処理		1	式			

第 1 号　内 訳 書　　直接修繕費(原木地下道中継ポンプ)

名　　称	摘　　要	数　量	単　位	単　価	金　　額	備　　考
計						